

## 新型コロナウイルス感染症 5類以降後の感染対策はどうする ～高齢者福祉施設等における対応～

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日以降、5類に移行されます。しかし、新型コロナウイルスの感染力や病原性は今のところ変化はありません。このため、基礎疾患を有する者や高齢者など重症化リスクの高い人たちが集まる医療機関や高齢者施設においては、施設内にて感染が広がらないよう対策を続けていくことが求められます。

### マスクの着用

施設内では今までと同じように**日常的にマスク着用が必要**



- 認知症や基礎疾患の状態などにより、マスクの着用を継続することが困難な方は強要しない。
- 個室や個人のベッド上など公共性の低い場所では、マスクを外して過ごすことができる。

⇒ ケア時は一時的にでも利用者にマスクを着用してもらいましょう。

### エアロゾル対策

- できるだけ室内での密集を避けること
- 効果的な換気を実施すること
  - \* 機械換気を常時運転する。
  - \* 二酸化炭素測定器（CO2センサー）を用いて、1000ppm以下を確認
    - ⇒ 人数が増える、レクリエーション時など再度確認しましょう。
    - ⇒ 二酸化炭素測定器の選定に関するガイドライン <経済産業省> 使用確認…検知原理が光科学式、補正用機能が付帯していること 動作確認…屋外の空気で400ppm前後を表示、測定器に呼気を吹きかけ、測定値が大きく増加することなど

### 面会

- 訪問者に発熱や咳嗽、咽頭痛などの症状がないことを確認する。
  - \* 感染者では、療養期間が終了するまでは面会しない（高齢者施設入所中の陽性者に準ずる）
- 訪問者は施設内ではマスクを常に着用する。
  - \* 感染対策を守ることが難しい子どもの直接の面会に条件を課す
- 決められた場所でのみ面会する。
- 居住型施設などのプライベートな室内において、訪問者がマスクを外して入居者と食事をしたり、孫を抱くなど触れあったりすることは考えられる。
  - ⇒ 地域における流行状況を考慮しながら、施設として過度な制限をかけないよう配慮します。
  - ⇒ 訪問者は施設が求める感染対策を遵守し、できるだけ施設内にウイルスを持ち込まないよう協力が必要です。

### 介護従事者

- 旅行や外食などの制限を行う必要はありません。
- 日々の生活の中で感染しないように心がけることです。 **しかし** 感染を完全に防ぐことは困難
- 疑われる症状があれば仕事を休むことが重要です。

### 療養期間の考え方



5類以降、法律に基づく外出自粛は求められません。個人の判断に委ねられます。医療機関や高齢者施設等においては、罹患した（感染した）従事者の就業制限を考慮してください。

- 発症後5日間が経過し、かつ解熱及び症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることが望まれます。
- 発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用等周りの方へ移さないよう配慮をお願いします。

### 参考資料

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方 事務連絡 令和5年4月14日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
- 医療機関と高齢者施設における新型コロナウイルス対策についての見解 第118回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリボード <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001069237.pdf>
- 厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.htm](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.htm)

THANK YOU

